平成２１年（フ）第１８６７号
堺市南区原山台３丁１番22―407号
債務者　岡本　順子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８６号
大阪府羽曳野市南古市２丁目15番４―103号グリーンメゾンＣ棟
債務者　太田興業こと太田佳宏こと　宋　　悦弘
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９００号
大阪府藤井寺市大井５丁目11番49号　美幸マンション307号
債務者　Ｃａｆｆｅ　Ａｍａｒｅこと　船津　誠
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０４号
堺市北区新金岡町２丁４番１―207号
債務者　平井眞里佳（旧姓小谷・松本）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４５号
大阪府羽曳野市島泉８丁目６－５　サンパティック陵南の森205号室、住民票上の住所京都市山科区四ノ宮神田町17番地
債務者　森下　孝次
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
堺市北区新金岡町２丁６番２―203号
債務者　大谷こと　八尾福太郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
大阪府河内長野市上田町30番地の２　河内長野グリーンマンション1004号
債務者　Ｊ・Ｔ設計事務所こと　谷口　純也
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
堺市堺区香ヶ丘町４丁３番８号、前住所堺市北区東浅香山町１丁60番地
債務者　藤岡　栄治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
堺市西区浜寺諏訪森町中１丁112番地７　カザ入江101号
債務者　吉田　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
大阪府富田林市中野町３丁目３番10号　26
債務者　松平　初美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
大阪府松原市天美南２丁目187番地の４、前住所大阪府門真市大字稗島48番地の11
債務者　中井　良治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
堺市堺区甲斐町西１丁１番16号
債務者　Ｂ―ＣＡＴこと遊歩こと　八木多恵子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
堺市堺区甲斐町西１丁１番16号
債務者　八木　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
大阪府松原市柴垣１丁目19番27号
債務者　石神　綾子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
大阪府藤井寺市北岡１丁目１番43号　アメニティ藤井寺503号室、前住所大阪府藤井寺市西古室１丁目１番21号
債務者　鈴木　一郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
堺市中区土師町１丁16番25号
債務者　道北　常弘
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
堺市堺区香ヶ丘１―８―17　アメニティ香ヶ丘201号室、住民票上の住所堺市西区浜寺諏訪森町中１丁９番地１
債務者　大谷　靖子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係